

筑紫女学園大学

令和5年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和6年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

筑紫女学園大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学・大学院の目的と学部・学科・専攻と研究科の教育目的を学則に明文化し、全て平易な表現を用い簡潔に文章化し、使命や教育目標とともにホームページや大学案内、学生便覧等で周知している。個性・特色は、建学の精神に定める「自律」「和平」「感恩（かんのん）」を校訓とした浄土真宗の教えに基づく人間教育にあり、大学及び大学院の目的に明示している。

大学の使命・目的等は、到達目標を明確にした上で中期計画「筑女プラン2023」や「筑女プラン2028」に反映し、学部・学科・専攻・コースと研究科の三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、使命・目的等を反映している。

また、使命・目的と教育目的を達成するために必要な教育研究組織と施設・設備を整備している。

〈優れた点〉

○教育の質向上に向けた継続的な活動を実施することを目的に、活動の理念や具体的な体制、方法を冊子「基本理念と教育目標」にまとめ、全学的に周知するとともに、全教職員を対象とした「基本理念と教育目標」発表会を毎年度実施し、教職員が理念や目的等を再確認している点は評価できる。

「基準2. 学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを明確に定め、多様な入学者選抜を実施している。全体としては概ね定員を満たしているが、一部、定員未充足の学科があり、将来構想の中で定員充足に向けて抜本的な対策を検討中である。独自の「総合的教育・学習支援の方針(SP:Support Policy)」に基づき、教職協働で学生の学修支援を行い、学生サポートセンターなどを通じて、学生生活に対して多彩な支援を行っている。教育課程内外でキャリア教育を行っており、ボランティアやインターンシップなどの機会を数多く提供し、学生が地域・社会と連携する活動も積極的に行っている。教育研究活動に必要な施設・設備を適切に整備しており、バリアフリー化にも十分に配慮している。時間割編成は少人数教育を基本としている。授業に関するアンケートなどを通じて学生の意見・要望を把握するとともに、「全学協議会」や「FD サンガ」などの意見交換会も開催している。

〈優れた点〉

- 三つのポリシーに加え、独自の方針として「総合的教育・学習支援の方針」を掲げ、学生に対する入学前から卒業時までの、学士課程教育の達成に即した正課内外の支援体制を整備している点は評価できる。
- OLCスタッフ、SA、学生サポートスタッフ、留学生チューターといった学部生による学修支援活動が充実している点は高く評価できる。
- 企業と協同した課題解決型学修である「筑女“めざめ”プロジェクト」など、多彩で細やかなキャリア支援を行っている点は評価できる。
- 学生自身がアイデアを生かしながら地域貢献やキャンパスの活性化などの課題に取り組む「学生チャレンジプロジェクト」による課外活動への支援を行っている点は評価できる。
- 「筑紫女学園大学ダイバーシティ推進宣言」を掲げ、病気や障がいのある学生・教職員、文化的多様性や性的多様性を持つ学生が快適に過ごすことのできる環境整備やキャンパスのバリアフリー化を積極的に推進している点は高く評価できる。

「基準3. 教育課程」について

教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを策定するとともに、ディプロマ・ポリシーを実現するためのカリキュラム・ポリシーを定め、学内外に周知している。

単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準を定め、厳正に適用するとともに、一貫性のある教育課程の編成を行い、カリキュラム・マップと「開講科目表」を作成している。また、履修登録単位数の上限設定を行い、単位制度の実質化に努めている。

シラバスでは、記載事項に「到達目標 (DP キーワード)」を設け、ディプロマ・ポリシーとの関連を重視する取組みを続けている。

「アセスメントプラン」を策定し、三つのポリシーごとに指標を設け、全学、学位プログラム、科目の三つのレベルで毎年度、点検・評価を実施し、学科・専攻ごとに教育改善や学修指導の改善に取り組む、評価基準やカリキュラムの点検・改善につなげている。

「基準4. 教員・職員」について

学長を補佐する副学長と大学事務長を置き、「大学執行部会議」や「大学改革推進室」が学長の意思決定を支援している。学長と各部局の権限と責任は、規則等によって定められている。教授会と研究科委員会は、教育に関する重要事項について審議する機関と位置付けられており、意見を聴取する事項についてはあらかじめ学長が定め、周知している。

事務組織は、各種委員会やプロジェクト活動等により、教職協働体制で教学マネジメントの実務を推進しており、「FD/SD 研修会」「基本理念と教育目標」発表会等の活動や「SD実施計画」に基づくSD(Staff Development)とFD(Faculty Development)を一体的に取り組むことで、教職協働による大学運営を機能させることを目標としている。

専任教員全員に個人研究室を整備し、快適な研究環境を整備し、ルールと手続きを明確化し、個人研究費を配分している。

〈優れた点〉

- 「自己啓発サポート制度」の設置、高等教育に関する知識を網羅したeラーニング教材からの選択形式の研修を導入し、事務職員の能力向上とキャリア形成に努めていることは評価できる。
- 研究を支援する研究費として個人研究費のみならず、「特別研究助成費」「学術出版助成費」「在外研修助成費」や「海外出張助成費」等を設け、教員の研究の促進を積極的に支援していることは評価できる。

「基準5. 経営・管理と財務」について

法人は、法令を遵守し、法令の趣旨に則した諸規則を制定して適切な運営を行い、法人の中期計画に基づく運営によって、大学の使命・目的の実現に向けて継続的に努力し成果を挙げている。

理事会を法人の意思決定機関と明確に位置付け、法人の管理運営に関する基本事項や重要事項を審議し、事業計画の確実な執行など適切に運営している。

監事は、理事会と評議員会で意見を述べており、監事と評議員会が法人と大学全体に対するチェック機能の役割を担っている。

中期計画の財務目標として、経常収支黒字化と人件費比率の目標値を設定し、計画どおり達成し収支改善を実現している。会計処理については、学校法人会計基準や諸規則に基づき行い、監査法人、監事による監査を実施している。

「基準6. 内部質保証」について

内部質保証の指針は、冊子「基本理念と教育目標」に明示し、中期計画に基づき「アセスメントプラン」を策定し、「大学執行部会議」を中心とした内部質保証のための組織体制を整備し、責任体制を明確にした上で、認証評価に対応した自己点検・評価に加えて、「基本理念と教育目標」の取組みと中期計画の進捗管理を毎年実施している。

毎年度実施する自己点検・評価は、「アセスメントプラン」に沿った IR(Institutional Research)データ等のエビデンスに基づき、具体的な達成目標や評価指標を明示した上で活動することで、着実に成果を挙げており、課題を次期の中期計画につなげている。自己点検・評価の結果を学内で共有するとともに、概要を社会に公表している。

内部質保証の活動の中で、三つのポリシーの見直しや全学的なカリキュラムの改正につなげており、中期的な計画に基づく活動として、内部質保証の仕組みは機能している。

なお、前回の大学機関別認証評価の結果を踏まえ、法人・大学の運営体制を改善した。

総じて、浄土真宗の教えに基づいた、「自律」「和平」「感恩」を校訓とする建学の精神にのっとり、学長のリーダーシップのもと、教職協働による全学的な教学マネジメントのための体制を整備し、自己点検・評価と中期計画の進捗確認を毎年度行うことで、中期的な計画に基づき大学全体で継続的な改善につなげている。また、大学の社会貢献活動は、学生に社会実践活動の機会を提供するだけでなく、地域からの期待や評価が高く、学生の満足度も高い。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携・社会貢献」については、

基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. ダイバーシティ推進宣言
2. コロナ禍における学生への支援

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

学校法人の建学の精神のもと、校訓「自律」「和平」「感恩」、使命を定め、大学・大学院の目的、学部・学科・専攻・研究科の教育目的を学則に明文化し、全て平易な表現を用いて簡潔に文章化し、ホームページや大学案内、学生便覧等で周知している。

個性・特色の基盤は、建学の精神に定める「親鸞聖人が明らかにされた仏陀（釈尊）の教え、すなわち浄土真宗の教えに基づく人間教育」にあり、大学と大学院の目的に「仏教精神に基づく教育を施して」「仏教精神を根幹として」と明示している。

教育改革の推進による共通教育科目の大幅な見直しにより、令和 5(2023)年度に学部・学科・専攻の目的と三つのポリシーを改正するとともに、カリキュラムを改定している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的等を規定している学則等の改廃は、「学部運営会議」や教授・准教授・講師で構成する教授会、研究科委員会で協議し、常任理事会での審議を経て、理事会で決定する体制となっており、教職員や役員が使命・目的等の策定や見直しに関与・参画している。使命・目的と教育目的を、学生便覧やホームページに掲載し、学内外に周知している。

中期計画では、大学の使命・目的等を踏まえた到達目標を設定することで、使命・目的等を「筑女プラン 2023」や「筑女プラン 2028」に反映している。学部・学科・専攻・コースと研究科の三つのポリシーは、使命・目的等を反映している。使命・目的と教育目的を達成するための教育研究組織として、3 学部、1 研究科を置き、図書館他、研究所、各種センター等、必要な附属施設と附置機関を設置している。

〈優れた点〉

○教育の質向上に向けた継続的な活動を実施することを目的に、活動の理念や具体的な体制、方法を冊子「基本理念と教育目標」にまとめ、全学的に周知するとともに、全教職員を対象とした「基本理念と教育目標」発表会を毎年度実施し、教職員が理念や目的等を再確認している点は評価できる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを、大学全体と募集単位である学科・コースごとに明確に定め、入学者選抜要項やホームページ等で周知している。

大学全体としては概ね学生を確保しているが、一部の学科においては収容定員が未充足であるため、今後は、入学者選抜方法の検証を含め、学生の確保のための戦略的かつ中期的な対応に期待したい。

アドミッション・ポリシーに沿って、多様な方法による入学者選抜を実施している。入試問題については学長が委嘱する問題作成委員が作成しており、問題作成の過程において、問題作成委員間による相互チェック、校正委員によるチェックといった確認を行う体制を

整えている。入試・広報部において、次年度の入学者選抜に関する制度設計を行い、入試・広報委員会、学科・専攻会議、教授会にて審議している。

〈改善を要する点〉

○現代社会学部現代社会学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満であるため、改善が必要である。

〈参考意見〉

○文学部英語学科の収容定員充足率が低いので、入学者確保のための一層の努力が望まれる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

「総合的教育・学習支援の方針」を掲げ、教学組織と事務組織との教職協働で学修支援を実施している。教員によるアドバイザー制度を設けており、学業・学生生活全般に関する種々の事柄について助言を行っている。また、「教学支援部教務班」を中心に、履修登録の相談、オリエンテーションや個別相談による学修支援も行っている。事前指導を受けた学部生により、学修支援を行う LC(Learning commons)スタッフ、授業準備のサポートを行う SA(Student Advisor)、障がいのある学生へのサポートを行う学生サポートスタッフ、留学生チューターなどの学修支援活動を行っている。障がいのある学生へは、「障がい学生支援室(学生サポートルーム「ラトナ」)」を置き支援している。アドバイザーである教員による面談では、中途退学、休学や留年に関する相談・助言などが行われている。オフィスアワーについては、全授業科目のシラバスに曜日・時間帯を明示し、全学生に周知・実施している。

〈優れた点〉

○三つのポリシーに加え、独自の方針として「総合的教育・学習支援の方針」を掲げ、学生に対する入学前から卒業時までの、学士課程教育の達成に即した正課内外の支援体制を整備している点は評価できる。

○LCスタッフ、SA、学生サポートスタッフ、留学生チューターといった学部生による学修支援活動が充実している点は高く評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

「キャリア支援会議」を設置し、教育課程内外のキャリア支援の方針・実施状況を共有することで、充実したキャリア教育を実現するための体制を整備している。教育課程においては、全学共通科目に科目群を配置し、キャリアに関する学修機会を提供している。教育課程外におけるキャリア支援では、インターンシップ、企業と協同した「筑女“めざめ”プロジェクト」等の活動機会を提供し、学生の自主活動への支援も行っている。また、キャリアガイダンスを実施し、インターンシップなど進路に向き合う機会を提供している。連携推進部進路支援班によって全学生と個人面談が行われ、相談内容は「学生カルテ」により教職員間で情報共有されている。キャリア支援を含む幅広い利用に対応した「みんなの広場ディーパ」を設置している。各種ガイダンスや多様なプログラムを開催するほか、「採用試験報告集」を刊行し就職試験を支援している。

〈優れた点〉

○企業と協同した課題解決型学修である「筑女“めざめ”プロジェクト」など、多彩で細やかなキャリア支援を行っている点は評価できる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のための組織として、「学生部」「学生サポートセンター」「教学支援部学生サポート班」を設置している。「学生サポートセンター」には、学生の心身に関する健康相談を行う保健室、心的支援を行う学生相談室や、障がいのある学生への合理的配慮などの修学支援やノートテイクを行うサポート学生の育成のための「障がい学生支援室（学生サポートルーム「ラトナ」）」を設置している。留学生への支援については、「国際交流センター」で行っている。学生の課外活動に対する指導や支援については、ボランティア活動への支援の他、学生の自治組織「学友会」への適切な助言、学生自身がアイデアを生かしながら課題に取り組む「学生チャレンジプロジェクト」への活動資金の支援などを進めている。奨学金など学生に対する経済的な支援については、奨学金や学生生徒等納付金の減免に関する制度を整備し、「教学支援部学生サポート班」が行っている。

〈優れた点〉

○学生自身がアイデアを生かしながら地域貢献やキャンパスの活性化などの課題に取り組む

「学生チャレンジプロジェクト」による課外活動への支援を行っている点は評価できる。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地面積、校舎面積は設置基準を満たしている。また、教育研究活動を行う施設を適切に整備し、幅広く利用している。建物は耐震基準に適合している他、適切な保守点検が行われている。図書館は 2 か所に設置され、十分な学術情報資料を確保している。ICT（情報通信技術）環境については、コンピュータ演習室、小演習室、自習室にパソコンを設置しており、ICT スキルやリテラシーの修得、レポートや資料の作成、自主的学修などに有効活用している。また、全館で無線 LAN を整備している。

バリアフリー化については、各建物に自動ドア、エレベータ、昇降機、多目的トイレを整備している。

また、授業を行う学生数については、受講者数の上限を授業種別に設定し、適切に管理している。

〈優れた点〉

- 「筑紫女学園大学ダイバーシティ推進宣言」を掲げ、病気や障がいのある学生・教職員、文化的多様性や性的多様性を持つ学生が快適に過ごすことのできる環境整備やキャンパスのバリアフリー化を積極的に推進している点は高く評価できる。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援、学生生活、学修環境に関する学生の意見・要望の把握について、複数の方法により行われている。まず、授業に関するアンケートを各学期に 2 回ずつ実施して意見を

把握し、フィードバックしている。次に、「全学協議会」を毎年度開催して「学友会」の役員と学長をはじめとする教職員で協議を行い、事業計画や業務改善に反映している。大学院では、大学院生と教職員による意見交換会「FD サンガ」を開催している。

また、4年に1度の「学生生活実態調査」により学生の意見・要望をくみ上げている。その結果をまとめた冊子を全教職員に配付し、「FD/SD 研修会」で共有の上、業務改善に反映している。アドバイザーが学生相談の窓口として把握した意見・要望は、学科と教学支援部学生サポート班とで共有されている。心身に関する健康相談については、保健室、学生相談室、「障がい学生支援室(学生サポートルーム「ラトナ」)」が連携し対応している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学、学部、学科と大学院の教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを策定している。ディプロマ・ポリシーを、ホームページ、学生便覧、冊子「基本理念と教育目標」等に掲載し、学内外に周知している。単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準については、学則や履修規則に定め、学生便覧で周知している。進級基準については、「卒業研究」等の履修要件を設定し、計画的な学修を促している。各授業科目のシラバスにおいて、当該授業科目が目的としているディプロマ・ポリシー、成績評価方法・基準や配点等を定めている。GPA(Grade Point Average)による学修支援と退学勧告については、該当学生の調査、該当学生の状況把握、学修指導の実施等を適切に行っている。卒業認定基準などの厳正な適用については、基準を充足した学生について、教授会において意見を聴取した上で、学長が卒業を認定している。

〈参考意見〉

○シラバスの一部科目において、授業外学修時間を含む授業計画や成績評価基準が明示されていない等の不備があるので、全科目の記述内容について確認の徹底が望まれる。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学、学部、学科と大学院の教育目的を踏まえてカリキュラム・ポリシーを策定している。カリキュラム・ポリシーは、ホームページ、学生便覧等に掲載し、学内外に周知している。カリキュラム・ポリシーは、教育内容、教育方法、学修成果の評価に関する基本方針を定め、ディプロマ・ポリシーとの一貫性のある教育課程の編成を行っている。また、カリキュラム・マップと「開講科目表」を作成して、学生便覧やオリエンテーションを通じて周知している。シラバスについては、全ての授業科目について作成し、記載事項に「到達目標（DP キーワード）」を設けている。履修登録単位数の上限設定を行い、単位制度の実質化に努めている。教養教育については、「2023 年度学士課程教育改革に関する方針」のもと、実施している。継続的な教育改善を推進するために、「統合教育センター」の設置、「FD/SD 研修会」の実施を行っている。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・マップで、ディプロマ・ポリシーと各授業科目がどのように関連しているかを明示しており、授業科目を学修することで、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果にどのようにつながるかを学生が自ら確認できるように示している。また、シラバスでは、「到達目標（DP キーワード）」の項目にディプロマ・ポリシーのキーワードを記載し、「DP 達成に向けて行う活動」で具体的活動を説明している。学修成果の点検・評価は、「DP 達成度調査」「アセスメントテスト」等により行っている。また、全学、学位、科目の三つのレベルで点検・評価することを目的に「アセスメントプラン」を策定し、定期的に状況を把握している。「アセスメントプラン」では、学生の学修成果の点検・評価について、実施時期・頻度、評価項目等を具体的に定めている。その結果については、「教学推進会議」の審議を経て、学科・専攻ごとに「アセスメント学科（専攻）会議」での検討資料

として活用している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮できるように、学長を直接補佐する役職者として副学長と大学事務長を置き、「大学執行部会議」や「大学改革推進室」が学長の意思決定を支援している。学長や各部局の権限と責任は、規則等によって明確に定められている。副学長は、「副学長の選任及び職務に関する規程」によって位置付けと役割が明確に定められ、機能している。

教授会と研究科委員会は、学則や関連する諸規則に基づき、教育研究に関する重要事項について審議し、学長等に意見を述べる機関と位置付けられている。事前に意見を聴取する事項についてはあらかじめ学長が定め、周知している。

事務組織は、適切に職員を配置し、各種委員会やプロジェクト活動等、教職協働体制で教学マネジメントの実務を推進している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準に基づき、必要な専任教員と教授を適正に配置している。各種免許と資格の必要専任教員数や教員として必要な資格要件についても、教職課程認定基準その他の基準をそれぞれ満たしている。

教員の採用・昇任については、大学全体の人事計画に基づき、「筑紫女学園大学教育職員の任用に関する規程」「筑紫女学園大学教育職員の任用申請及び候補者選定の手続き要領」「筑紫女学園大学教育職員資格審査委員会内規」「筑紫女学園大学教育職員資格審査基準内規」等の規則や手続きにのっとり、適切に運用している。

教員研修については、「FD/SD 研修会」「基本理念と教育目標」発表会等の活動を「統合教育センター」が中心となって、全学的に取り組んでいる。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

教職員の資質・能力の向上のための研修については、毎年度「SD 実施方針」と「SD 実施計画」を策定し実施している。また、「SD 実施計画」では、従来の事務職員を対象とした研修だけでなく、大学執行部役職者の経営理解や FD も含むものと定義し、SD と FD を一体的に取り組むことで、教職協働による大学運営を機能させることを目標としている。

事務職員に特化した能力向上とキャリア形成という点では、「自己啓発サポート制度」を設けているほか、多様な e ラーニング教材からの選択形式の研修を導入し、事務職員の能力向上とキャリア形成に取り組んでいる。

〈優れた点〉

○「自己啓発サポート制度」の設置、高等教育に関する知識を網羅した e ラーニング教材からの選択形式の研修を導入し、事務職員の能力向上とキャリア形成に努めていることは評価できる。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境については、専任教員全員に空調、インターネット環境、机・椅子・書架等の基本的な設備・備品を備えた個人研究室を整備し、快適な研究環境を整備している。

研究倫理教育とコンプライアンス教育に関しては、科学研究費助成事業関連の説明会を

中心に、学内外の講師により定期的に実施している。

研究活動への資源配分に関しては、「筑紫女学園教学関係予算配分規程」「筑紫女学園大学研究助成費に関する細則」等の規則を定め、ルールと手続きを明確化し、個人研究費を配分している。また、選考手続きを経て支給する資金として、「特別研究助成費」「学術出版助成費」「在外研修助成費」「海外出張助成費」等がある。

〈優れた点〉

○研究を支援する研究費として個人研究費のみならず、「特別研究助成費」「学術出版助成費」「在外研修助成費」や「海外出張助成費」等を設け、教員の研究の促進を積極的に支援していることは評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

経営の規律と誠実性の維持については、関連する法令を遵守し、法令の趣旨に従った法人の諸規則を制定して、適切な運営を行っている。情報の公表については、法令にのっとりホームページ等で適切に実施している。

法人の中期計画「筑女プラン 2023」や「筑女プラン 2028」に基づく計画的な運営によって、大学の使命・目的の実現に向けて継続的に努力している。

環境保全や人権啓発活動、安全等への配慮に係る活動にも取り組んでいる。危機管理については、「学校法人筑紫女学園危機管理規則」を制定して、法人全体の危機管理の基本的な考え方、責任者や組織体制等の基本的な事項を定めている。「危機管理基本マニュアル」を整備し、避難訓練・消防訓練を毎年度、実施している。

5-2. 理事会の機能

- 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為により、理事会を法人の最高意思決定機関と明確に位置付けている。理事会は定例での開催に加え、必要に応じてその都度開催している。法人の管理運営に関する基本事項と重要事項を審議し、適切に運営されている。理事は寄附行為にのっとり適切に選任されており、理事会への理事の出席状況は良好である。

理事会から委任された事項の審議・決定を行う常任理事会を設置し、迅速かつ的確な意思決定を行うことができる体制を整備している。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

常任理事会で審議する教学部門に関わる議案については、大学執行部会議の議を経て学長から上程されており、法人と大学との意思疎通は適切に行われている。また、理事会と常任理事会での決定事項や報告事項は、大学執行部会議や教授会で報告され、法人と大学との円滑な連携を図っている。理事長は常任理事会を招集して議長を務めており、法人の重要事項の審議・決定においてリーダーシップを発揮している。教職員の意見は、大学の各種委員会やプロジェクトによって幅広くくみ上げられている。

監事、評議員については、選任は寄附行為にのっとり適切に選任されており、理事会や評議員会への出席状況は良好である。監事は理事会と評議員会で意見を述べ、監事と評議員会が法人と大学全体に対するチェック機能の役割を担っている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

平成 29(2017)年度に「筑女プラン 2023」を策定し、財政収支健全化として最終年度となる令和 4(2022)年度決算にて経常収支黒字化と人件費比率の目標を設定した。また、「財政健全化推進委員会」を設置し、人件費削減と入学定員の充足による収支改善を図った結果、令和 4(2022)年度には、人件費比率の目標値を達成しており、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保に努めている。

外部資金については、寄付金収納システムの導入のほか、科学研究費助成事業採択のための対面による研修会をはじめ、外部のオンラインセミナーも利用した「科学研究費助成事業研修会」等を実施している。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、学校法人会計基準や「学校法人筑紫女学園経理規程」「学校法人筑紫女学園経理規程施行細則」や「学校法人筑紫女学園資産運用管理規程」等に基づき適正に実施している。

また、会計監査については、私立学校振興助成法に基づく監査法人による会計監査と私立学校法に基づく監事による監査を行う体制を整備し、厳正に実施している。

予算と著しくかい離がある決算額の科目については、補正予算を編成し、寄附行為の定めに基づき評議員会と理事会の手続きを経て、決定・執行している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証を推進する取組みの一つである「基本理念と教育目標」の活動の理念を、内部質保証の指針として冊子「基本理念と教育目標」に明示している。

内部質保証の組織体制として、「大学執行部会議」「統合教育センター」「学部運営会議」「教学支援部教学推進班」等を整備し、「基本理念と教育目標」の取組みと中期計画の進捗管理を毎年実施している。

「統合教育センター」と「教学推進会議」が企画立案を担当し、学部・学科による「アセスメント学科（専攻）会議」「学部運営会議」で点検・検証し、学長を責任者とする「大学執行部会議」で承認する組織的な責任体制を明確にしている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

認証評価に対応した自己点検・評価に加えて、毎年度実施する「基本理念と教育目標」の取組みを中心とした自己点検・評価と、法人の中期計画である「筑女プラン」の当該年度の点検・評価を実施している。

「基本理念と教育目標」の取組みは、「アセスメントプラン」に基づくデータ分析、「IR推進委員会」の分析結果等のエビデンスに基づき、「PCAシート」を活用して、具体的な達成目標や評価指標を明示した上で活動することで、着実に成果を挙げているとともに、課題を次の中期計画の施策につなげている。自己点検・評価の結果を学内で共有するとともに、概要を社会に公表している。

「大学執行部会議」のもとに「IR推進委員会」を置き、教育目標を達成するために、教育活動に関する諸データについての分析と情報提供・助言等を行っている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点として「アセスメントプラン」を策定し、学修成果を評価し、「PCAシート」により達成目標・行動目標を設定し、教育研究活動の改善・向上につなげている。

「筑紫女学園改革指針～新中期計画の策定に向けた基本指針～」に基づき、平成30(2018)年に「筑紫女学園中期計画」を策定し、平成31(2019)年3月には「筑紫女学園大学改革基本計画」を策定している。その後、「アセスメントプラン」「PCAシート」を導入し、教学マネジメントシステムサイクル活動の中で、令和4(2022)年度に三つのポリシーの見直しを行い、令和5(2023)年度の全学的なカリキュラムの改正につなげており、中期的な計画に基づく活動として、内部質保証の仕組みは機能している。

なお、前回の大学機関別認証評価の結果を踏まえ、法人・大学の運営体制を改善している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携・社会貢献

A-1. 大学の使命に基づく地域連携・社会貢献

- A-1-① 教育・研究の成果を踏まえた社会貢献
- A-1-② 地域の一員としての課題の共有、開かれた大学の実現
- A-1-③ 学外の諸機関との連携、地域・社会の発展への寄与

【概評】

建学の精神に基づく取組みの一環として、「教育・研究の成果をもって、広く社会に貢献する。」「地域の一員として課題を共有し、開かれた大学を目指す。」「学外の諸機関と連携し、地域・社会の発展に寄与する。」の視点のもと、「臨床心理センター」「ボランティア活動支援センター」「社会連携センター」「女性活躍支援センター」「宗教教育センター」「人間文化研究所」を設置し、地域連携・社会貢献活動を推進している。これらのセンターと研究所では、相談業務、履修証明プログラム、文化財調査等、教育研究を踏まえた幅広い社会貢献活動を行っている。

また、地域社会からの期待や要望に応える形で、近隣の自治体等と連携して、学生の派遣や施設の開放を行い、開かれた大学を実現している。自治体、企業との連携事業では、学外の機関と連携協定を締結し、ボランティア活動などを通じて、学生に社会人基礎力等のスキルを意識させる機会を作るとともに、大学の人的・知的資源を提供することで、地域・社会の発展に寄与している。このことは、地域社会や教育現場等から高い評価を得ている。また、学生のボランティア活動等への参加意欲が高く、学生の感想からも大変有意義な活動であることが示されている。

地域連携・社会貢献に関わる事業についても、「筑女プラン」で定めた計画に沿ってPDCA サイクルを構築しており、目標に向けて着実に事業を推進している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. ダイバーシティ推進宣言

建学の精神に基づき、学生・教職員をはじめとする本学の一人ひとりが、自らを見つめ、自らを信じて未来へと歩む行動力ある人となり、あらゆる人を尊び、多様性を包摂する社会の実現に資する大学となるため、平成31(2019)年4月に「筑紫女学園大学ダイバーシティ推進宣言」を学内外に公表した。この宣言に基づき、学内の修学・教育・研究・就業のあらゆる面からジェンダー、年齢、国籍、人種、民族、出自、文化、言語、宗教、障がい、病気、セクシュアリティなどを理由とする不自由や差別、排除をなくすべく、大学におけるダイバーシティ推進への歩みを進めている。

令和4(2022)年度においては、12月に「第4回CJダイバーシティマンス」として、以下の取り組みを行った。

令和4年度「ダイバーシティマンス」の取り組み

日程	企画内容	主催
11月30日	「発達障害は個性か否か？」	人権委員会（大学総務班）
12月3日	「生きづらさを抱える少女の居場所づくり」	学生サークル「LYKKE」
12月6日	「生理の貧困」 ～女性を取り巻く環境について考える～	学生サークル「LYKKE」
12月7日	インドの競争社会・教育から多様性を考える 映画上映会	仏教研修生・インド映画を見る会 （人間文化研究所）
12月8日	「男性学・男性性研究から考えるジェンダー平等 ～多様性を活かす組織と働き方～」	女性活躍支援センター
12月10日	「Mari kita mencoba! 多様性の国インドネシア を体感する音楽・舞踊ワークショップ」	英語学科
12月12日～ 12月16日	留学フェア （短期海外研修参加学生による報告会等）	国際交流センター
12月14日	「深層的ダイバーシティ」を考える映画上映会	仏教研修生・インド映画を見る会 （人間文化研究所）
12月14日	「ドリアンと考える“普通”と“らしさ”」 ショー&講演会	「筑紫女学園大学におけるマイノリティ 支援とダイバーシティ推進のあり方につ いて」研究会
12月21日	多様性（カースト問題）を考える映画上映会	仏教研修生・インド映画を見る会 （人間文化研究所）

2. コロナ禍における学生への支援

令和2(2020)年度以降、今日に至るまで、新型コロナウイルス感染症による学生への影響に対して、奨学金などの経済的な支援や授業（遠隔授業）支援のみならず、日常生活に寄り添う支援を実施している。具体的には、同窓会「紫友会」や連携協定先である企業・団体等の協力を得ながら、アルバイト収入・仕送り等の減少により食事や物資調達に困っている学生を対象に、食糧支援や物品支援を行っている。

